



外 務 省

経協2第183号

昭和47年7月11日

農林省農林経済局長 殿

外務省経済協力局長

農業試験用機械の技術習得のため
の韓国研修生受入れについて

今般、在京韓国使節団より、別添書簡（写）をもつて、同使節団がオガワ精機会社との契約に基づいて購入する農業試験用機械のエンド・ユーザー技術者1名を貴省管轄の千葉畜産試験場において、6カ月間研修させたいのであつせんありたい旨要請越した。

ついては、本件は対韓経済協力による無償援助機械の一部であるので、研修生受入方につい

外 務 省

て便宜供与方御配慮賜わりたく、お願いします。

なお、研修に要する費用は全額オガワ精機会社が負担する由である。